

第3補給処公示第3号
令和7年7月18日

各 位

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第3補給処調達部長
林 千里

公 示

入札及び契約心得の一部を次のとおり改正し、令和7年8月1日から適用します。

- 1 別紙様式第5－14を別紙のとおり改めました。

- 2 別冊2－3「部分払に関する特約条項」を次のとおり改めました。

改正前	改正後
第1条 (略) 第2条 (略) 2 (略) 3 部分払は、予算の範囲内において <u>行うものとする。</u> 第3条～第6条 (略)	第1条 (略) 第2条 (略) 2 (略) 3 部分払は、予算の範囲内において <u>行うものとし、予算に達しない場合は、必要に応じ、所要の処置を執るものとする。</u> 第3条～第6条 (略)

- 3 別冊4－6「特定秘密の保護に関する特約条項」を次のとおり改めました。

改正前	改正後
第1条 (略) 第2条 (略) 2 前項の交付を行う場合において、当該特定資料等が次の各号に掲げる情報に係るものであるときは、特定秘密管理者は、特定秘密の表示に加え、当該各号に定める表示をするものとする。ただし、既にNATO	第1条 (略) 第2条 (略) 2 前項の交付を行う場合において、当該特定資料等が次の各号に掲げる情報に係るものであるときは、特定秘密管理者は、特定秘密の表示に加え、当該各号に定める表示をするものとする。ただし、既にNATO

SECRETの表示がされているものについては、改めて当該表示をすることを要しない。

(1)～(9) (略)

(10) 瑞国秘密情報（防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とスウェーデン王国政府との間の協定第4条に基づく防衛装備品及び技術に係る情報保護に関する日本国防衛省とスウェーデン王国を代表する国防装備庁との間の取決め第1項に規定する秘密情報であって、スウェーデン王国政府から受領したものをいう。第21条第3項第10号において同じ。） 瑞国政府

SECRETの表示がされているものについては、改めて当該表示をすることを要しない。

(1)～(9) (略)

(10) 瑞国秘密情報（防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とスウェーデン王国政府との間の協定第4条に基づく防衛装備品及び技術に係る情報保護に関する日本国防衛省とスウェーデン王国を代表する国防装備庁との間の取決め第1項に規定する秘密情報であって、スウェーデン王国国防装備庁から受領したものをいう。第21条第3項第10号において同じ。） 瑞国政府

(11) サウジ秘密情報（防衛協力及び交流の過程で取得される情報の保護に関する日本国防衛省とサウジアラビア王国国防省との間の取決め第1項aに規定する秘密情報であって、サウジアラビア王国国防省から受領したものをいう。第21条第3項第11号において同じ。） サウジ政府

(12) UAE 秘密情報（防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定第五条に従って作成される防衛装備品及び技術に係る情報の保護に関する日本国防衛省とアラブ首長国連邦国防省との間の取決め第1項3に規定する秘密情報（「محظور」に秘密指定されたものを除く。）であって、アラブ首長国連邦国防省から受領したものをいう。第21条第3項第12号において同じ。） UAE 政府

(13) 宇国秘密情報（情報の保護に関する日本国政府とウクライナ政府との間の協定第1条aに規定する秘密情報であって、ウクライナ政府から受領したものをいう。第21条第3項第13号において同じ。） 宇国政府

第3条～第20条 (略) 第21条 (略) 2 (略) 3 第1項の場合において、当該特定資料等が次の各号に掲げる情報に係るものであるときは、乙は、前2項の表示に加え、当該各号に定める表示をしなければならない。ただし、既にNATO SECRETの表示がされているものについては、改めて当該表示をすることを要しない。 (1)～(10) (略) 第22条～第37条 (略) 属紙 (略)	第3条～第20条 (略) 第21条 (略) 2 (略) 3 第1項の場合において、当該特定資料等が次の各号に掲げる情報に係るものであるときは、乙は、前2項の表示に加え、当該各号に定める表示をしなければならない。ただし、既にNATO SECRETの表示がされているものについては、改めて当該表示をすることを要しない。 (1)～(10) (略) <u>(11)サウジ秘密情報</u> <u>サウジ政府</u> <u>(12)UAE秘密情報</u> <u>UAE政府</u> <u>(13)宇国秘密情報</u> <u>宇国政府</u> 第22条～第37条 (略) 属紙 (略)
--	---

4 別冊4－7「装備品等秘密の保全に関する特約条項」を次のとおり改めました。

改正前	改正後
第1条 (略) 第2条 (略) 2 前項の場合において、当該特定資料又は当該特定物件が次の各号に掲げる情報に該当するときは、甲は、装備品等秘密の表示に加え、当該各号に定める表示を付すものとする。ただし、既にNATO CONFIDENTIAL又はNATO RESTRICTEDの表示が付されているものについては、改めて当該表示を付すことを要しない。 (1)～(9) (略) (10) 瑞国秘密情報（防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とスウェーデン王国政府との間の協定第四条に基づく防衛装備品及び技術に係る情報保護に関する日本国防衛省とスウェーデン王国を代表する国防装備庁との間の取決め第1項に規定する秘密情報であって、スウェーデン王国政府から受領したものをいう。	第1条 (略) 第2条 (略) 2 前項の場合において、当該特定資料又は当該特定物件が次の各号に掲げる情報に該当するときは、甲は、装備品等秘密の表示に加え、当該各号に定める表示を付すものとする。ただし、既にNATO CONFIDENTIAL又はNATO RESTRICTEDの表示が付されているものについては、改めて当該表示を付すことを要しない。 (1)～(9) (略) (10) 瑞国秘密情報（防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とスウェーデン王国政府との間の協定第四条に基づく防衛装備品及び技術に係る情報保護に関する日本国防衛省とスウェーデン王国を代表する国防装備庁との間の取決め第1項に規定する秘密情報であって、スウェーデン王国国防装備庁から受領したものを

第6条第2項第10号において同じ。) 瑞国政府

いう。第6条第2項第10号において同じ。) 瑞国政府

(11) サウジ秘密情報 (防衛協力及び交流の過程で取得される情報の保護に関する日本国防衛省とサウジアラビア王国国防省との間の取決め第1項aに規定する秘密情報であって、サウジアラビア王国国防省から受領したものをいう。第6条第2項第11号において同じ。) サウジ政府

(12) UAE 秘密情報 (防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定第五条に従って作成される防衛装備品及び技術に係る情報の保護に関する日本国防衛省とアラブ首長国連邦国防省との間の取決め第1項3に規定する秘密情報 (「محظور」に秘密指定されたものを除く。) であって、アラブ首長国連邦国防省から受領したものをいう。第6条第2項第12号において同じ。) UAE 政府

(13) 宇国秘密情報 (情報の保護に関する日本国政府とウクライナ政府との間の協定第1条aに規定する秘密情報であって、ウクライナ政府から受領したものをいう。第6条第2項第13号において同じ。) 宇国政府

第3条～5条 (略)

第3条～5条 (略)

第6条 (略)

第6条 (略)

2 前項の場合において、当該特定資料又は当該特定物件が次の各号に掲げる情報に該当するときは、乙は、装備品等秘密及び登録番号等の表示に加え、当該各号に定める表示を付さなければならない。ただし、既にNATO CONFIDENTIAL又はNATO RESTRICTEDの表示が付されているものについては、改めて当該表示を付すことを要しない。

2 前項の場合において、当該特定資料又は当該特定物件が次の各号に掲げる情報に該当するときは、乙は、装備品等秘密及び登録番号等の表示に加え、当該各号に定める表示を付さなければならない。ただし、既にNATO CONFIDENTIAL又はNATO RESTRICTEDの表示が付されているものについては、改めて当該表示を付すことを要しない。

(1)～(10) (略)

(1)～(10) (略)

第7条～第18条（略）	<u>(11) サウジ秘密情報</u> <u>サウジ政府</u> <u>(12) UAE 秘密情報</u> <u>UAE 政府</u> <u>(13) 宇国秘密情報</u> <u>宇国政府</u> 第7条～第18条（略）
-------------	---

契約に関する変更届

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第 3 補給処調達部長
殿

令和 年 月 日

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

今般、当社の都合により
ので関係書類を添えてお届けいたします。

を下記のとおり変更しました

記

変更内容

1 旧

2 新

添付書類

- 1 契約一覧表
- 2 使用印鑑届
- 3 印鑑証明
- 4 資格審査結果通知書
- 5 委任状
- 6 代理人使用印鑑届

備考：1 使用印鑑届、印鑑証明及び資格審査結果通知書は、代理人についての変更の場合は添付を要しない。
2 委任状及び代理人使用印鑑届は、委任事項がない場合は添付を要しない。
3 その他分支担当官が必要と認める書類を添付するものとする。